

J A M 政策NEWS

2022年12月6日 第2023-06号

【発行】J A M

【発行責任者】中井寛哉

【編集】総合政策グループ

TEL : 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp

公正取引委員会に要請

優越的地位の濫用に罰則を



左から、山岡達丸・衆議院議員、羽田次郎・参議院議員、舟山康江・参議院議員、大島敦・衆議院議員、安河内会長、公正取引委員会事務局経済取引局・品川武 取引部長

2022年12月1日、安河内会長はJAMものづくり国会議員懇談会議員とともに公正取引委員会を訪れ、労務費・原材料・エネルギー価格上昇に伴う価格転嫁交渉の促進を求める要請を行いました。この中で、価格転嫁が進まないのであれば優越的地位の乱用に関する罰則の強化も検討すべき。との考えを述べました。

安河内会長は、「価格上昇のスピードに価格転嫁が追いついていない、一部は認められるがそれ以上は難しい。などの声が聞かれる。価格転嫁交渉促進について、さらなる強化をお願いしたい」と要請しました。

これに対し、公正取引委員会の品川取引部長は「価格転嫁の取り組みは岸田政権で最も優先順位の高い施策である。現在、実施している独占禁止法上の『優越的地位の濫用』に関する緊急調査について、この調査結果を踏まえ、価格転嫁拒否行為を行っている事業者に対し、年末を目途に企業名を公表する方針を打ち出している」と述べました。



「価格転嫁拒否行為、優越的地位の濫用に関する罰則の強化も検討すべき」との考えを述べる安河内会長

「公正な取引を阻害する恐れがある行為に対し“恐れ”だけで刑事罰を与えるのは難しい。まずは行政処分を下し、この処分（命令）を守らなかったことに対し、罰則を与えることで対応したい」と回答する品川部長



JAM「価格転嫁緊急対策本部」では、他の省庁にも価格転嫁についての要請を行なっています。